

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野[民間団体]

物流の低炭素化促進事業実施要領

1. 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野 [民間団体]）交付要綱（平成 24 年 4 月 5 日付け環水大総発第 120405004 号、環水大自発第 120405001 号。以下「要綱」という。）第 4 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項第 4 号に掲げる事業の実施について必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2. 定義

要綱及びこの要領における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「鉄道輸送用 31 フィートコンテナ」とは、貨物鉄道事業者（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）に基づいて貨物運送を行っている鉄道事業者をいう。以下同じ。）が貨物運送に用いる鉄道輸送用コンテナであって、コンテナ 1 個あたりの長さ（外寸）が概ね 31 フィート（1 フィートは 30.5 センチメートルとする。）のものをいう。
- (2) 「補助対象コンテナ」とは、本事業により補助を受けて導入した鉄道輸送用 31 フィートコンテナをいう。

3. 事業の実施主体

補助対象コンテナの所有者となるものを事業の実施主体とする。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 鉄道貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）に基づき、鉄道貨物輸送に係る利用運送事業の許可又は登録を得ている者をいう。）
- (2) 貨物鉄道事業者

4. 応募の方法

- (1) 最少応募コンテナ個数は 3 個とする。
- (2) 応募に際して添付すべき書類の様式については、次のイからハまでに掲げる通りとする。
 - イ 要望書（別記様式第 1）
 - ロ 補助事業申請者に関する確認事項調書（別記様式第 2）
 - ハ 既保有 31 フィートコンテナの除却見込み調書（別記様式第 3）

5. 補助対象事業の制限

- (1) この補助金は、鉄道輸送用 31 フィートコンテナの導入に関する他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。）を受けた事業には交付しないものとする。
- (2) この補助金は、次のイからハまでのいずれかに該当する事業には交付しないものとする。
 - イ 既存の鉄道輸送用 31 フィートコンテナを代替する事業
 - ロ 特定の荷主が利用する専用の鉄道輸送用 31 フィートコンテナを導入する事業
 - ハ 鉄道貨物輸送量の増加に資さないと考えられる事業

6. 補助金の基準額

要綱第5条第3項の実施要領で定める基準額は、別表のとおりとする。

7. 内示数の制限

応募の状況、予算額及び事業者相互間の資本関係の有無その他の理由により、必要に応じ、内示数に制限を行うものとする。

8. 内示後の取扱い

本事業の採択案件の内示を受けた者は、辞退する場合を除き、原則2週間以内に補助金交付申請書及び添付書類を提出するものとする。

9. 交付申請書に添付すべき書類

要綱第6条第1項第2号の実施要領にて定める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 補助事業申請者に関する確認事項調書（別記様式第2）
- (2) 振込先調書（別記様式第4）
- (3) 登記簿謄本並びに直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書
- (4) その他、環境大臣が交付に関して確認の必要があると認める書類

10. 稼働実績の報告

- (1) 補助を受けた事業者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象コンテナの使用を開始した年度から3ヶ年にわたって、毎年度の稼働実績を当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に報告するものとする。
- (2) 前号に規定する報告は、補助対象コンテナの年間稼働トンキロ数（当該コンテナの回送に係るものを除く。）を記載した別記様式第5による稼働実績報告書を提出して行うものとする。
- (3) 補助対象者は、(1)に掲げる報告に加え、環境大臣が補助対象コンテナの稼働実績の確認に際して必要があると認める事項について報告するものとする。

11. 財産の処分における留意事項

事業により取得した財産を処分する場合には、要綱第21条に規定する制限を受けるほか、要綱第24条の規定により明示された表示を削除しなければならない。

附則

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。

別表（6. 関係）補助金の基準額

種目	補助金の基準額
鉄道輸送用 31 フィートコンテナ	4,500 千円／個